

規制改革推進会議の進め方について（案）

令和 7 年 12 月 24 日
規制改革推進会議

1. 会議等の開催

- （１）令和 8 年夏までをサイクルとして、規制改革の審議を進める。
- （２）規制改革推進会議（以下「本会議」という。）及びワーキング・グループを必要に応じて開催する。

2. 審議方法

- （１）経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関して、規制改革実施計画のフォローアップも含め、調査審議を行う。
- （２）本会議は、各ワーキング・グループの審議状況等について適宜報告を受けるほか、会議全体で取り組むべき重要課題等を取り扱う。
- （３）成長戦略に資する規制・制度改革について、日本成長戦略本部等と連携する。また、本会議は、議長ないしは各ワーキング・グループ座長の判断に基づき、必要に応じて、関連する会議との連携に努める。
- （４）令和 8 年 5 月頃を目途に答申を取りまとめる。答申の取りまとめは、本会議の審議を経た上で決定する。必要に応じて、中間取りまとめの公表を検討する。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求める。
- （５）本会議・ワーキング・グループともに意見を適宜発表する。ワーキング・グループの「意見」は本会議の承認を原則とするが、議長の判断により事後承認とすることができるものとする。